

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

(観点到に係る状況)

本校の目的に沿った教育研究活動を将来的に適切かつ安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している(資料 10-1-①-1)。また、本校に債務はない(資料 10-1-①-2)。

(分析結果とその根拠理由)

本校の資産は、平成 16 年 4 月 1 日の独立行政法人化に伴い、政府から独立行政法人国立高等専門学校機構に出資され、本校が使用している。

また、起債は高専機構が一括して行うため、本校独自の債務はない。

観点 10-1-②： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

(観点到に係る状況)

本校の経常的自己収入は、授業料・入学料・検定料・職員宿舍貸付料・寄宿料のほか、財産貸付料等の雑収入であり(資料 10-1-②-1)、事業遂行に必要な経費から自己収入額を差し引いたものが高専機構から「運営費交付金」として措置され、配分されている。運営費交付金については、国から高専機構を通じて、今後も継続的に交付されるものであり、経常的収入は安定的に確保されている。

(分析結果とその根拠理由)

本校の主な経常的自己収入は、学生からの諸納付金(授業料、入学料等)であるが、入学志願倍率は 1.3 倍程度を維持しており、継続的収入を確保している。

また、運営費交付金については、国から高専機構を通じて、継続的に交付されており、安定的に確保されている。

観点 10-1-③： 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

(観点到に係る状況)

外部の財源資源としては、科学研究費補助金、企業等からの受託研究費、共同研究費、受託事業、受託試験、寄附金等であるが、これらについては、定期開催の教員会議において、直近の外部資金受入決定状況を全教員に報告し、さらなる受入について協力依頼している(資料 10-1-③-1, 2)。

(分析結果とその根拠理由)

外部の財務資源については、全教員への受入決定状況の報告とさらなる受入についての協力依頼、獲得のための講習会の開催、公募情報の提供などを行い収入増に務めている。

これにより、ここ数年間の受入金額は一定の水準を維持しており、平成 21～25 年度は、約三千万円以上を受け入れている。

受け入れた外部資金は、主に教育研究活動および管理運営のために有効活用している。

観点 10-2-①： 学校の目的を達成するための活動の財務資源の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

(観点に係る状況)

予算に係る計画については、企画調整会議・総務委員会において学内予算配分方針を審議のうえ決定し(資料 10-2-①-1, 2), その方針により適正に配分しており(資料 10-2-①-3), 教職員予算配分書を配付し、周知している。

(分析結果とその根拠理由)

各年度の予算に係る計画については、企画調整会議・総務委員会で審議し承認された学内予算配分方針に基づき適正に配分しており、教職員に学内予算配分書を配付し周知している。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

(観点に係る状況)

高専機構会計規則第 17 条により、高専機構理事長は、毎事業年度開始前に独立行政法人通則第 31 条第 1 項に定める年度計画に基づいて予算実施計画を作成し、これに基づいて収入および支出を管理しなければならない。

また、同規則第 18 条より第 17 条で作成した予算実施計画に基づく予算額を各高専契約担当者(事務部長)および出納役(総務課長)に通知するものとされている(資料 10-2-②-1)。

本校では、高専機構から通知される事業年度ごとの収支予算額に基づき執行計画を策定し、予算額の範囲内での支出に努めており、過大な支出超過とはなっていない(資料 10-2-②-2)。

(分析結果とその根拠理由)

高専機構会計規則第 18 条により通知された予算額をもって執行計画を策定し、収支はバランスのとれたものとなっており、過大な支出超過とはなっていない。

ただし、平成 17 年度以降、効率化△1%が適用され、運営費交付金は毎事業年度減額されていることから、さらなる効率的な予算執行を図る必要がある。

観点 10-2-③： 学校の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む)に対し、適切な資源配分がなされているか。

(観点に係る状況)

予算の配分方針は、企画調整会議・総務委員会で審議・承認を得る(資料 10-2-①-2)こ

ととしており、その際、本校の中期目標・中期計画を達成するための事項を考慮しつつ配分方針の検討を行っている（資料 10-2-③-1）。

なお、校長裁量経費を設けることにより、柔軟な予算執行を図るとともに、教育研究上特に必要とされる経費については、教育研究活動の活性化のため各学科、教員等からの申請により予算を重点的に配分する学内教育研究プロジェクト経費を設け、ヒアリング等により重点的に配分している。

また、施設整備については、総務委員会において全学的な見地から検討し、資源の効率的な配分を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

予算配分は、基本方針が示され、議論がなされたうえで決定している。校長裁量経費、創造教育支援経費、プロジェクト研究経費は、ヒアリング等により十分検討したうえで決定している。

観点 10-3-①： 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

（観点到に係る状況）

国立高等専門学校機構のホームページに機構全体の財務諸表等が掲載されている（資料 10-3-①-1）。

（分析結果とその根拠理由）

国立高等専門学校機構のホームページに機構全体の財務諸表等が掲載されており、適切な形で公表されている。

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

（観点到に係る状況）

近年における外部監査としては、平成 24 年度に会計検査院による会計実施検査（資料 10-3-②-1）、平成 21、24 年度に監事による監査（資料 10-3-②-2）が行われている。

また、内部監査として毎年度他高専の職員による高専相互会計内部監査（資料 10-3-②-3）と本校職員による学内会計内部監査（資料 10-3-②-4）も実施している。

なお、会計監査院に不適正経理について指摘されており、再発防止策について徹底が必要である。

（分析結果とその根拠理由）

会計監査は、独立行政法人通則法および高専機構会計規則に明確に定められている。

平成 24 年度に会計検査院による会計実施検査、平成 21、24 年度に監事による監査が行われている。また、内部監査として毎年度他高専の職員による高専相互会計内部監査と本校職員による学内会計内部監査も実施しており、会計監査等が適正に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

特になし。

(改善を要する点)

会計監査院に不適正経理について指摘されており、再発防止策について徹底が必要である。

(3) 基準10の自己評価の概要

本校の主な経常的自己収入は学生からの諸納付金（授業料，入学料等）であるが，入学志願倍率は1.3倍程度を維持しており，継続的収入が確保されている。また，運営費交付金については，国から高専機構を通じて，継続的に交付されている。

外部の財務資源については，全教員への受入決定状況の報告とさらなる受入についての協力依頼，獲得のための講習会の開催，公募情報の提供などを行い収入増に務めている。これにより，ここ数年間の受入金額は一定の水準を維持している。受け入れた外部資金は，主に教育研究活動および管理運営のために有効活用されている。

各年度の予算は，企画調整会議・総務委員会で審議し承認された学内予算配分方針に基づき適正に配分されている。収支はバランスのとれたものとなっており，過大な支出超過とはなっていない。また，校長裁量経費，創造教育支援経費，プロジェクト研究経費は，ヒアリング等により十分検討したうえで配分されている。

外部監査として，会計検査院による会計実施検査，監事による監査が行われている。また，内部監査として，毎年度他高専の職員による高専相互会計内部監査と本校職員による学内会計内部監査も実施されている。